

職場の感染症防止 対策事例集



目次

| | |
|---------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1.職場の感染防止対策のポイント | 2 |
| 2.職場で陽性者等が発生した場合の対応ルール(例) | 3 |
| 3.労働者が「コロナ陽性」になったら、まずやること | 4 |
| 4.職場内における集団感染事例 | 5 |
| 5.感染防止対策の取組事例 | 6 |
| 6.職場の感染症予防対策アンケート調査の結果 | 13 |

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、多くの事業所で、職場における基本的な対策や、職場環境の特性に応じた効果的な対策等、様々な感染症の流行に備えた対策の必要性が意識されるようになりました。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が懸念される中、今後、安心な日常生活と活力ある経済活動を取り戻していくため、引き続き、事業者には職場における感染拡大を防ぐための対策の徹底が求められています。職場環境や従業員の働き方は各々の事業所により異なっているため、業種別新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインだけでなく、事業所の実状に見合った基本的な感染防止対策の積み重ねが不可欠です。

そこで、愛知県では、様々な事業所における新型コロナウイルス感染防止対策の取組事例を紹介することにより、安全で健康に働くことができる職場環境の整備の推進を目指して、本事例集を作成しました。

1. 職場の感染防止対策のポイント



事業者・労働者の方へ

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためには、職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施することが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す「**取組の5つのポイント**」が実施できているか確認してください。

「取組の5つのポイント」は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、6ページ以降の「5.感染防止対策の取組事例」などを参考に、職場での対応を検討の上、実施してください。

職場の実態に即した実行可能な感染症拡大防止対策を検討するための「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」が厚生労働省のホームページに掲載されていますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。

取組の5つの POINT

取組の5つのポイント

- 1 テレワーク・時差出勤等の推進をしています。
- 2 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
- 3 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
- 4 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
- 5 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

※厚生労働省

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（事業者向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00145.html

※職場における抗原簡易キットを活用した積極的な検査等を実施する際の実施手順等が公表されています。

厚生労働省及び内閣官房「職場における積極的な検査の促進について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>



2. 職場で陽性者等が発生した場合の対応ルール(例)

1 労働者が陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」という。)であると判明した場合の事業者(社内担当者)への報告に関する事

- (1) PCR検査等を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する(結果が陰性であった場合も含む)。
- (2) 報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門(新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門)に報告する。
- (3) 健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。

※健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱に準じて健康情報の取扱を行う関係者を定めることとする。

2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関する事

労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機など、保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取り図を準備しておく。

3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関する事

職場の消毒等については、保健所等から指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。

- (1) 消毒を行う箇所
 - ・陽性者等の執務室、食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース
- (2) 使用する消毒液及び使用方法等
 - ・消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム等による清拭で、高頻度接触面や物品等の消毒を実施。
 - ・消毒等を行う際は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用。
 - ・消毒実施後は、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず実施。

参考:厚生労働省「新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール(例)」



労働者が新型コロナウイルス感染症と診断されたら、まず何をすればいいですか？

次の3つをすぐに行ってください。

- 感染者に以下のことを確認する。
 - ✓発症日(症状が出現した日) ✓検査日 ✓診断日
 - ✓診断を受けた医療機関 ✓発症2日前からの行動歴と接触者
 - ✓思い当たる感染源(発症14日前まで)
- 感染の可能性がある労働者等を確認し、自宅待機・外出自粛とする
- 感染者の机などの身の回りや、多くの人が触れる場所(ドアノブ等)、共有部分を消毒する

参考:厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html



3. 労働者が「コロナ陽性」になったら、まずやること

感染者の最終出勤日を確認

(※) 感染可能期間

感染者が有症状の場合：症状が出現した日の2日前以降

感染者が無症状の場合：検査を受けた日の2日前以降

感染可能期間(※)に出勤している

いいえ

感染拡大する可能性は低いです

はい

感染可能期間中に感染者と接触した労働者をリストアップ

● 感染する可能性が特に高い接触

- ・屋内外を問わず一緒に食事・喫煙をした
- ・マスクをしていない状態で、近距離(1~2m以内)で会話をした
- ・マスクをしていても車に長時間同乗した(目安として1時間以上)
- ・マスクをしていても換気の乏しい空間に長時間(目安として1時間以上)一緒にいた
- ・感染者と席が近かった

感染者との最後の接触日から14日間の外出自粛及び健康観察を指示

● 検査を受けて陰性であった場合でも、

14日間の外出自粛や健康観察をお願いします

- ・1日2回体温を測り、健康状態を確認する
- ・外出を自粛する(仕事は自宅からリモートワーク)
- ・同居家族との接触も最小限にする
- ・症状がある場合は、すぐに医療機関(かかりつけ医等)で受診する



感染者や濃厚接触者となった労働者はいつから出勤や外出が可能になりますか？

原則は以下のとおりです。保健所から個別に指示された場合は、そちらに従ってください。

感染者となった場合

✓ 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過してから

✓ 無症状の場合は陽性となった検体の採取日(検査を受けた日)から10日間経過してから

濃厚接触者となった場合(検査が陰性、または、検査を受けなかった場合)

✓ 感染者との最後の接触日から14日経過してから

参考：名古屋市『職員が「コロナ陽性」になったら、まずやること』
<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000141409.html>



4. 職場内における集団感染事例

[事例1] 執務室での集団感染

《原因》

- 作業する労働者の半数がマスクをしていなかった。
- 席配置について、他の労働者と密接する環境であった。
- 換気が不十分であった。

《対策(例)》

- 普段からマスク装着や咳エチケット(咳や発声の際にはハンカチ等で覆う)を労働者に周知し、徹底すること。
- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)は空けることとし、席配置を見直すこと。
- 適切に、こまめに換気を行うこと。



[事例2] 休憩スペースや社員食堂等での集団感染

《原因》

- 多くの労働者が休憩を同時に取得し、休憩スペースおよび食堂等で密集した状況となっていた。
- 食堂において、飛沫感染の防止措置を取らず、対面で会話をしながら食事をしていた

《対策(例)》

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにすること。
- 休憩スペースはこまめに換気し、入退出の前後に手洗い又は手指消毒をさせること。
- 食堂の座席数を減らす、利用者には会話をしないよう要請するなどの工夫をすること。



[事例3] 外出時や移動時の集団感染

《原因》

- 集団での活動や生活する場で密集していたことから感染した。
- 車内は、密接した配席であり、換気も不十分であった。

《対策(例)》

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)は空け、会話をするとき、マスクを着用すること。
- 日常生活用品の複数人での共用は避けること。
- 車両で移動する際にも人との間隔を空け、マスクを着用し、換気を行うこと。



[事例4] 勤務時間外等の集団感染

《原因》

- 飲み会の中では密集した状況であり、換気も不十分であった。
- 近い距離で比較的大きな声で談笑していた。
- 職場以外でも感染防止が必要なことが十分周知できていなかった。

《対策(例)》

- 職場以外においても、労働者が感染予防の行動を取るよう、感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、周知を行うこと。



参考：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る職場における集団感染事例」

5. 感染防止対策の取組事例

取組内容のうち、2ページ目の「取組の5つのポイント」に該当する取組については、マークを付けています。

1 東海光学株式会社

できる対策は
全て実行するようにしています。

所在地：岡崎市
業種：製造業
従業員数：451名



社内食堂の様子

感染防止対策の基本的な考え方

新型コロナウイルスを「自社で発生させない」、「外から持ち込まない」、を基本に社員の健康を第一として物事を判断している。その上で、眼鏡レンズという医療機器を製造するメーカーとして緊急事態宣言下においても安定供給に寄与するため、事業を継続できるよう感染症対策に取り組んでいる。

主な取組内容

POINT1

テレワーク環境の整備

ノートパソコン化、セキュリティ対策、ワークフローの導入、在宅勤務規程など社員のテレワーク環境を整備した。緊急事態宣言下では在宅勤務強化週間としてテレワークを推進している。

POINT2

社員のセルフチェックと報告

セルフチェック用紙を配布し、全社員が出社する前に体温と体調を記入し、出社後に上司に提出をしている。

POINT2

ワクチン休暇の規定

特別休暇制度を設け、1回のワクチン接種につき、ワクチン接種後の体調不良を鑑み3日間取得することができる。事前申請、事後承認という形をとることで社員の休暇状況やワクチン接種状況を把握している。

POINT5

社員食堂での着座記録

テーブルごとに用紙を備え付け、利用者はマスクを外し、氏名と食事をした時間を記録する。体調不良者が出た場合、テーブルの記録を調べて利用者を確認するとともに、アルコール消毒を行っている。

POINT5

感染症対策マニュアルの作成

管理・監督者向けの感染症対策マニュアルを作成し運用している。出社可否のガイドラインや濃厚接触者の定義、消毒作業の仕方などをとりまとめ配布している。

POINT5

大型サーモグラフィーの設置

玄関に大型画面のサーモグラフィーを設置し、その場で非接触型の体温計で熱を検温するようになっている。37.5℃以上で警告音が鳴った場合は、出社を認めないこととしている。

2 総合埠頭株式会社

常に最新の対策をふまえ、
全社員理解のもと、できる限り
できることを取り組む

所在地：豊橋市
業種：運輸業
従業員数：24名



感染防止対策の基本的な考え方

家族を含め従業員の健康を守るため、医療関係者、公的機関の正確な見解など最新の情報を確認しながら、有効とされる対策を積極的に行う。対策は感染状況の変化に合わせ、随時見直している。その対策を行う理由をトップがわかりやすい言葉で、従業員に丁寧に説明することを心掛けている。対策を検討する際には、従業員の声をしっかり聞き、実現可能で効果的な対策になるよう努めている。

主な取組内容

POINT 1

テレワークの実施

テレワークを実施し、日々の出勤人数を緊急事態宣言時には7割程度まで抑えている。

POINT 2

アプリを活用した出勤前の健康チェック

アプリを使用し毎朝出勤前の健康チェック(体温、喉の痛み、倦怠感、嗅覚の確認)を行うことで健康状態を全員で共有している。

POINT 2

休業制度の導入

発熱者及び体調不良者はその日を含め3日間はテレワークまたは休業とする制度を規定している。

POINT 2

コロナ相談室の設置

新型コロナウイルス感染症に対する社員の不安や疑問について相談できるコロナ相談室を設置している。

POINT 3

現場作業時の接触回数の削減

通常2班体制のところを4班体制にし、休憩所や動線を分け、従業員同士の接触回数の機会を削減している。

POINT 4

社用車内の感染症対策

移動車に飛沫抑制パネルや、ワイヤレススピーカーマイクを設置している。

○ 従業員の声

発熱、喉の痛み等の自身の体調不良はもとより、家族の体調不良の場合でも安全を鑑みて、会社主導でテレワークまたは休業(給与完全補償)とするなど、同僚に迷惑をかけることなく勤務ができています。

3 豊明花き株式会社

万一罹患者が発生しても、
二次感染者を最小限に抑えることで、
事業を継続。

所在地：豊明市
業種：卸、小売業
従業員数：140名



感染防止対策の基本的な考え方

事業を止めず、従業員の健康、お客様の健康の維持を第一に考え、事業を行っている。

主な取組内容

POINT2

コロナ休暇制度

37.5度以上の発熱や37度未満でも咳を伴う場合、濃厚接触に該当する人は自宅待機をしてもらい、給与を100%保証する制度を規定している。

POINT2

ワクチン休暇制度

ワクチン接種当日と、それに連続する2日間において給与を保証するという制度を規定している。

1回の接種につき3日、最大で6日取得可能。

予約をした段階での会社への報告を条件とし、ワクチンの接種率の把握と休暇の調整をしている。

POINT2

従業員の健康状態の調査

社内のイントラネットを用い、従業員約140名に対し、朝の体温、倦怠感、自覚症状の有無等を回答するアンケートを毎日配信し、従業員の健康状態を把握している。

POINT3

対面イベントのDX化

全国より生産・流通・販売に携わる多くの方々が集い、商品の売買や意見交換などを行う業界最大の見本市“トレードフェア”をオンライン上で実施している。

また、対面で行っているオークションをオンラインで自宅からでも参加できるようにしている。



POINT3

商品説明の動画作成とオンライン販売

商品の説明動画を撮影・編集し、オンライン上で公開している。都合が合わずに商品説明会に参加できなかった方も、いつでも好きな時間に閲覧し、購入することができるものとなっている。

POINT5

感染者発生時のフローの作成

誰が対応しても方針がブレないように感染者が発生した際のフローを社内で整備している。

感染経路の把握、施設内の消毒の方法、個人情報の管理など具体的に何をやるべきかをリストアップしておくことで、迅速かつ的確に対応している。

4

NPO法人 baumコンサルティンググループ

「あの頃は大変だったね」誰一人として
欠ける事なくそう笑い合える未来を

所在地：名古屋市
業種：医療、福祉
従業員数：142名



理事長 笹谷 寛道

感染防止対策の基本的な考え方

メインとなる事業が障害者の方の入所施設や作業所のため、一般企業に比べて感染やクラスターのリスクが高い部分を特に意識している。

法人内で6段階(レベル0~5)の独自の警戒レベルを設定し、現在のレベルと共に今何をするべきか、何をしてはいけないかを具体的に伝えることで、常に全職員が感染防止に対する意識を高いレベルで維持できるようにしている。

主な取組内容

POINT2

コロナ特別休暇制度

会社からの厳しい自粛に応じてくれた全職員に対する会社からの感謝の気持ちとして7日間のコロナ休暇を付与している。

「会社が自分を大切に思ってくれているという実感が得られた」という声が多く、休暇から復帰した後は、仕事に対するモチベーションが上がり、精神面での充足感を社員が得られている。

その他

トップが独自の警戒レベルを設定

国や県の宣言に準じる形で、法人内独自の警戒レベルを設定している。

また、週に1度、会社の方針を共有する勉強会が開催されており、そこでは冒頭に必ず現在のコロナの状況について理事長が言及し、毎週、注意喚起と自粛のお願いを行っている。

従業員の声

コロナ休暇は職員の事を考えてくれる会社で働いていると思えるきっかけになりました。

警戒レベル内で行える範囲で羽を伸ばせたことで、休暇から戻ってきた時に仕事へのモチベーションも上がり、休暇中の過ごし方など他職員とのコミュニケーションも増えたと感じます。



現在の法人内警戒レベルの見える化

5 社会福祉法人 高針福祉会 極楽苑

コロナ禍の宿命を
使命にかえて

所在地：名古屋市
業種：医療、福祉
従業員数：110名



感染防止対策の基本的な考え方

特別養護老人ホーム極楽苑では、入居者の命を守ることが最優先であるという考え方に基づき、「ウイルスを持ち込まない・持ち込ませない・広げない」を基本に、苑内で取り決めた感染症予防対策を徹底し、安心・安全な環境を作っていけるように取り組んでいる。

主な取組内容

POINT3

オンライン面会の実施

緊急事態宣言下では通常面会（直接面会）を中止したため、直接面会できない入居者、家族への措置としてLINEによるテレビ電話で面会を実施している。



POINT4

職員休憩室のレイアウト変更と面会室の増設

飛沫防止のため、休憩室のテーブルを学校の教室風の一方向でのレイアウトに変更し、隣席との間にアクリル板パーテーションを設置して、テレビを視聴しながらの黙食とした。

また、面会室を1室1グループの利用とするために増設し、密とならないようにしている。

POINT5

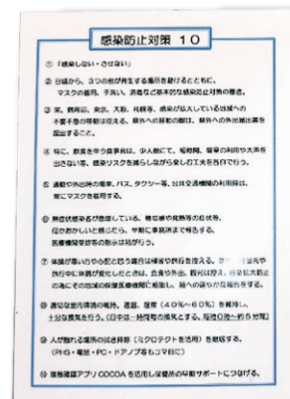
感染症予防機器等の充実

愛知県介護サービス確保対策事業費補助金を活用し、自動検温システム、抗菌シューズボックス、加湿空気清浄機、アクリル板等を設置し、ハード面からも感染防止を実施している。

POINT5

感染防止対策の作成と周知

3密対策、感染拡大地域への移動の自粛、適切な室内環境の維持、消毒のルール、体調不良時の対応など、10項目について感染防止対策を定め職員に周知をしている。



感染防止対策 10項目

その他の会社の取組事例

取組内容

POINT 1

オンライン会議の実施

原則、対面での会議を禁止し、社内の打ち合わせはすべてオンライン上で行っている。

これまで対面で行っていた朝礼は中止し、ウェブ上でのライブ配信とした。その朝礼の様子は収録を行い、リアルタイムで参加できなかった社員もアーカイブ動画を見られるようにし、情報共有を行っている。

POINT 1

在宅勤務環境整備費用補助費の支給

コロナ禍において在宅勤務を推奨しており、机や椅子等勤務環境の支援を行う必要があると考え、環境整備の支援として一時金(15,000円)を支給した。

POINT 1

オンラインでの営業活動の導入、実施

営業担当がクライアントに伺い、オンライン会議のセッティング、方法を説明し営業活動を実施している。

一度体験していただくと、以降はスムーズにリモートで会話をすることができるようになり、営業面での課題が解消されることとなった。

POINT 1

オンラインによる展示会の開催

障害者が制作した作品を全国、世界の人たちに見ていただけるだけでなく、同じように障害のある人たちに対しても、「作品を見て励みとなり、制作意欲を高めてもらえるのでは」と考え、これまで対面で開催していた展示会をオンラインで展示することにした。

POINT 1

コールセンターの在宅ワーク

パソコン上で電話を受電できるシステムを活用し、コールセンター業務を常時3割程度、在宅で実施している。

POINT 2

通院休暇の制度の整備

就業規則に通院休暇(社員本人のみならず、家族の付き添いにも利用可能)を明記することにより、ワクチン接種率の向上に寄与している。

「あいちテレワークサポートセンター」について

職場でのテレワークの導入にあたってはICT環境やセキュリティ環境を整えるのはもちろん、テレワーク実施時でも労働基準法は適用されるため、就業規則等で規定を定めておくことが必要です。愛知県ではテレワークの導入と定着を図るため、「あいちテレワークサポートセンター」を設置していますので、ぜひ御利用ください。

【お問合せ先】〒450-0002 名古屋市南村区名駅3-21-7 名古屋三交ビル2F ツドイコ名駅東カンファレンスセンター内
☎052-581-0510 URL: <https://www.aichi-telework.pref.aichi.jp/>



「メンタルヘルス対策アドバイザー・相談員派遣事業」について

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、仕事や職場に不安やストレスを感じておられる方も多いのではないかと思います。愛知県では、県内中小企業等が行う職場におけるメンタルヘルス対策を支援するため、産業医や社会保険労務士などの専門家をアドバイザー・相談員として無料で派遣していますので、ぜひ御活用ください。

【お問合せ先】〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県労働局労働福祉課
☎052-954-6359 URL: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/0000016979.html>



取組内容

POINT3

感染防止のための営業活動の工夫

会社として感染防止への取組事項を記載したカードを営業に携わる職員に渡している。アポイントを取る際は対面か電話か、会社まで来ていただけるかをお客様に選択していただいております。お客様のご自宅を訪問する際に、そのカードを携帯して、お客様に提示している。

また、営業や番組制作などお客様とコミュニケーションが必要となる部署では体温計を1人1個持参し、その場で体温を測定して平熱であることを証明し、安心していただく材料にしている。

POINT3

業務用加湿空気清浄機の導入

非常に微細な水滴(ミスト)を室内に循環させて、室内に漂う細菌・臭いの元・埃・花粉などをミストに吸着することができる業務用加湿空気清浄機を導入している。

POINT4

本社での接触回数の削減

現場監督は作業後に現場事務所にて事務仕事もするようにすることで、本社での接触回数を極力削減している。また、本社への関係会社の社員の出入りも制限し、可能な限り接触の削減に努めている。

POINT5

感染症対策マニュアルの作成と運用

感染症対策マニュアルを社内で作成し運用している。具体的には入社前に検温、入社後に検温、手洗い、うがい、手指消毒をし、毎日紙に記録をしている。

また、定期的に感染症対策マニュアルを更新し、適切に対応している。

※協力いただいた事業所 [社会福祉法人名古屋身体障害者福祉連合会/株式会社オーアンドケー/稲沢建設株式会社/株式会社ミキ]

POINT5

感染症防止マニュアルに沿った対策

各事業所にある非接触型体温計測機を利用して、朝と昼に体温を計測している。

現在、総務の社員は個人で記録を取っているが、施設部門の社員は所定の記録用紙に記入し、何かあった時にすぐに報告できるような形になっている。

その他

リフレッシュ補助費の支給

コロナ禍での分散勤務やオンラインミーティングを行っている状況で、ランチ会やオンライン飲み会を実施した際に各課15,000円/年を上限とし、リフレッシュ補助費を支給している。

その他

チャットボットの活用

利用者からのサービス変更の相談や新たに加入を検討している方からの相談窓口の一つとして、ホームページ上でのチャットボットを活用していただくことで、対面での接触を削減している。

その他

スマートウォッチを活用した健康管理

従業員にスマートウォッチを貸与することで体温、血圧、歩数、ストレス度、睡眠具合、心拍数のデータを収集し、健康状態を把握している。

飲食店に対する第三者認証制度「ニューあいちスタンダード」について



【申請に関するお問合せ】
<https://newaista-ninsho.jp/>



愛知県では、県内の飲食店を対象として、安心・安全に過ごしていただくための第三者認証による感染防止対策の認証制度(通称「あいスタ」)を導入しています。飲食店感染防止対策50項目のうち、基本項目の42項目を全て満たした飲食店を「あいスタ認証店」として認証し、また、プラス項目(感染症防止対策の強化をアピールできる8項目)を満たした数に応じて、最大三つの星(プラス星)を付与します。あいスタ認証店は、安全・安心にお過ごしいただける飲食店として、専用ウェブサイトで公表しています。

6. 職場の感染症予防対策アンケート調査の結果

調査の概要

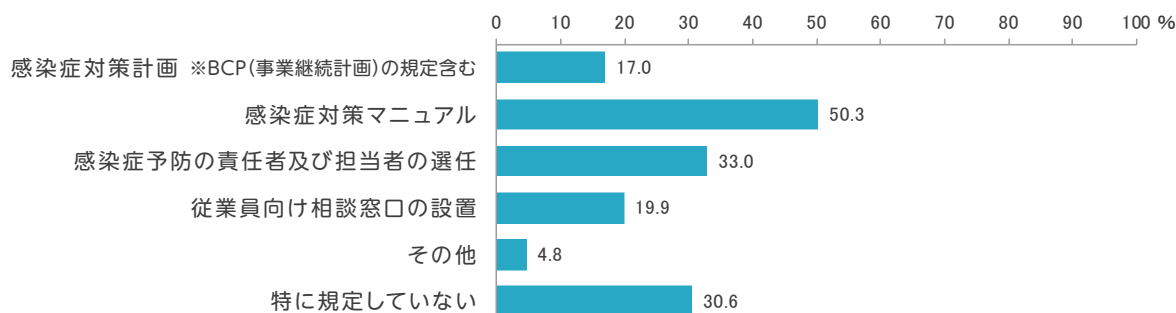
本事例集を作成するにあたり、事業所の感染予防対策等の取組状況を調査するため、県内の事業所を対象に以下のとおりアンケート調査を実施しました。

| | | | |
|-------|----------------------|--------------|--------------|
| 調査対象者 | 愛知県内の事業者 | | |
| 調査期間 | 令和3年6月25日から令和3年7月16日 | | |
| 調査方法 | 郵送配布、WEB回収 | | |
| 調査数 | 4,000(100.0%) | 回収数(回収率) | 1,246(31.2%) |
| | | 有効回答数(有効回答率) | 1,246(31.2%) |

調査結果

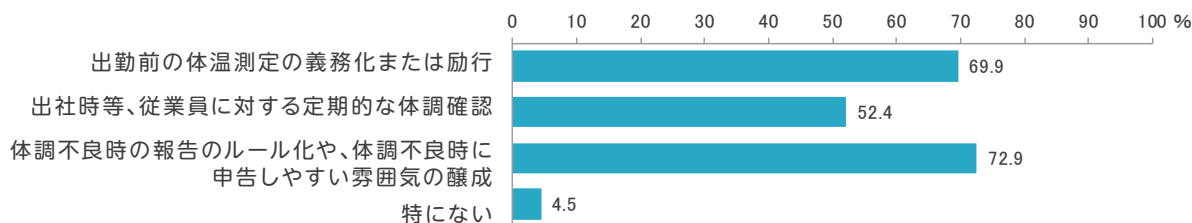
● 感染症対策の体制や取り決めについて

感染症対策の体制や取り決めに関して独自に規定されているものは、「感染症対策マニュアル」が50.3%となっています。



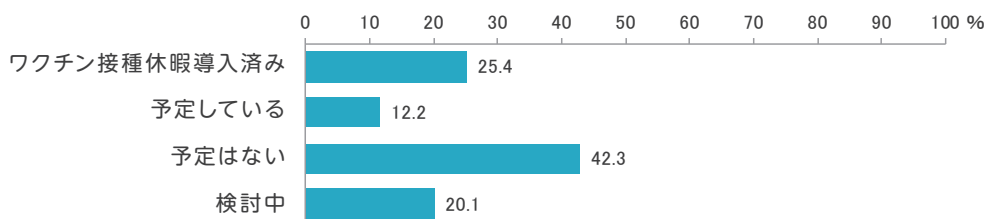
● 従業員の感染症予防のための体調管理について

従業員の感染症予防のための体調管理に関して実施されている取り組みは、「体調不良時の報告のルール化や、体調不良時に申告しやすい雰囲気醸成」が72.9%、「出勤前の体温測定義務化または励行」が69.9%となっています。



● ワクチン接種休暇の導入について

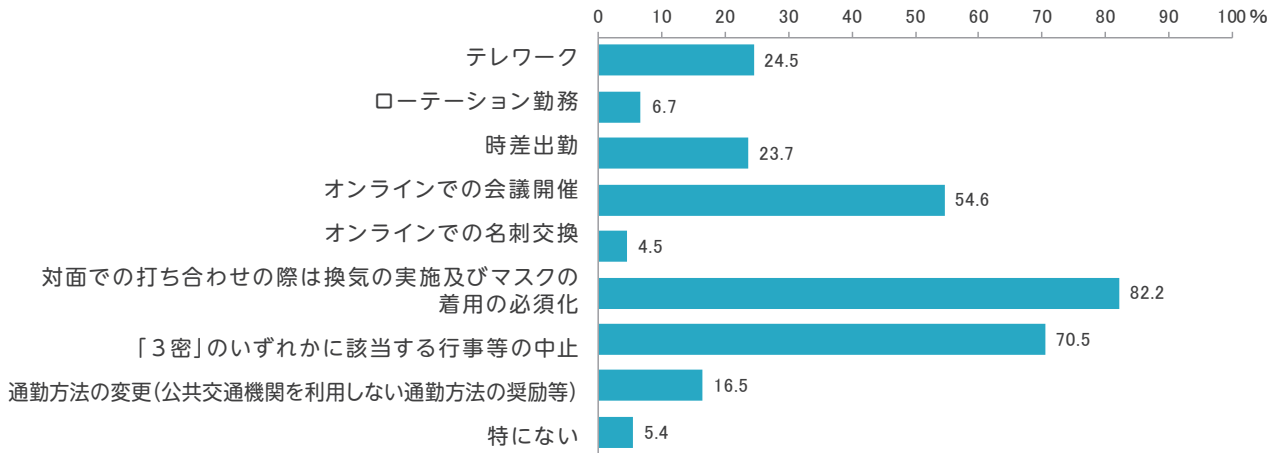
ワクチン接種休暇の導入については「導入済み」が25.4%となっています。



調査結果

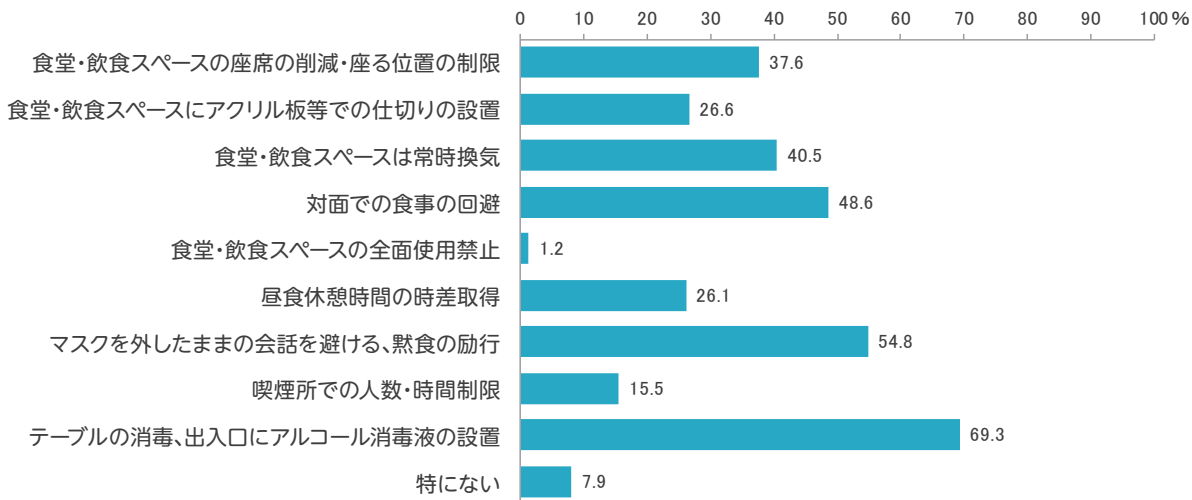
●新たな働き方や人との接触を減らす方法について

新たな働き方や人との接触を減らす方法として実施されている取り組みは、「対面での打ち合わせの際は換気の実施及びマスクの着用の必須化」が82.2%、「[3密]のいずれかに該当する行事等の中止」が70.5%となっています。



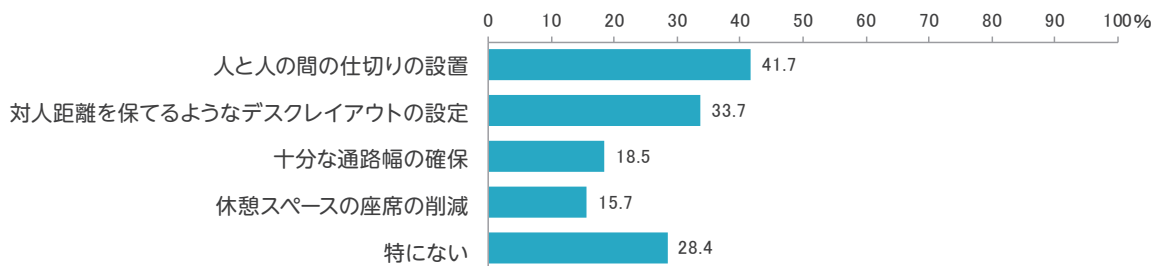
●社内の休憩スペースでの対策について

社内の休憩スペースでの対策の取り組みについては、「テーブルの消毒、出入口にアルコール消毒液の設置」が69.3%、「マスクを外したままの会話を避ける、黙食の励行」が54.8%となっています。



●従業員が勤務している主な場所のレイアウト等の改善について

レイアウト等の改善の取り組みについては、「人と人の間の仕切りの設置」が41.7%、「対人距離を保てるようなデスクレイアウトの設定」が33.7%となっています。



参考リンク先

首相官邸

新型コロナウイルス感染症対策について

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>



内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策

<https://corona.go.jp/>



厚生労働省

新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



国立感染症研究所

コロナウイルス感染症

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus.html>



愛知労働局

新型コロナウイルス感染症に関する労働局・労働基準監督署・ハローワークの対応について

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/korona.html>



愛知県

愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/>



発行元

愛知県 労働局 労働福祉課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸1番2号

TEL: (052)954-6359(ダイヤルイン)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/>

2021年11月発行